

横浜市教育委員会
臨時会議録

- 1 日 時 令和2年3月23日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 宮内委員 中村委員 森委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和2年3月23日（月）午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

2 審議案件

教委第80号議案 新たな教育センター基本構想について

教委第81号議案 横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教委第82号議案 横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

教委第83号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第84号議案 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第85号議案 懲戒処分に関する指針の一部改正について

教委第86号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第87号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第88号議案 横浜市教育委員会職員職名規則の一部改正について

教委第89号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第90号議案 第17期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第91号議案 教職員の人事について

教委第92号議案 教職員の人事について

教委第93号議案 教職員の人事について

3 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております、御容赦ください。

それでは、議事日程に従いまして、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○3/16 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

○3/19 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月16日に、市会常任委員会であるこども青少年・教育委員会が開催されました。

3月19日に、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が行われ、予算案の総合審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの間の報告はございません。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特になければ、続きまして新型コロナウイルス感染症への対応について、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、もちろん局全体で、また他局を含めて市全体で取り組んでおりますが、代表いたしまして小中学校企画課長より説明をさせていただきます。

石川小中学校
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料を御覧ください。私からは新型コロナウイルス感染症への対応について、3点申し上げます。

「1 校庭開放の実施」でございます。文部科学省より臨時休業期間中の校庭等の開放の考え方が示されておりまして、これを踏まえるとともに、家庭訪問等により得られた児童の実態から、児童の健康保持、運動機会確保の必要性に鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で学校の状況に応じて、校庭開放を既に開始しております。「(1) 対象校」はそちらにあります全342校

のうち、310校にて実施予定、あるいは既に実施しております。小学校、義務教育学校前期課程でございます。御覧いただきまして、「(2) 対象児童」は、そこに書いてある、その学校に在籍している児童でございます。緊急受入れ児童や卒業生も含んでおります。「(3) 実施日時」ですけれども、期間は3月17日から24日の期間で、学校が定める日でございます。以上でございます。

続いて、おめくりいただきまして「2 令和2年度入学式、始業式等の実施」についてでございます。市立学校の令和2年度入学式、進級式、始業式等について、令和元年度卒業式等の実施方法に準ずる形で実施する方針であることを、3月23日付、本日付で各学校に発出いたします。「(1) 入学式」でございます。これは義務教育学校の進級式も含みます。「ア 実施日」は令和2年4月6日月曜日、高等学校及び附属中学校は4月7日、特別支援学校につきましては各校の実施計画に基づき予定している日で行います。「イ 参加者」ですが、卒業式に準じております。ただ、小学校、義務教育学校前期課程につきましては、児童の発達の段階や安全を考慮し、保護者1名の参加を可能とすることにいたしました。そこで、新入生、教職員、保護者1名の参加でございます。中学校、義務教育学校後期課程、高等学校及び附属中学校につきましては、卒業式と同じように新入生と教職員のみで、あとは保護者代表、PTA会長等1名までで行います。特別支援学校につきましては、保護者の参加は可能、ただし最低限の人数での参加といたします。「ウ 内容」でございますが、卒業式と同じように時間の短縮に努めるということ、座席の間隔保持や換気、分散実施等の工夫を行うこと、それからこの日には教科書配付を行います。

「(2) 始業式等」でございます。「ア 実施日」ですが、小学校、中学校、義務教育学校につきましては4月7日火曜日、高等学校及び附属中学校は4月6日月曜日、特別支援学校につきましては各校の入学式実施日を除く日とさせていただきます。「1 内容」ですが、「教科書配付を行う、全体で3時間以内とする」、「学年ごとに時間を分けての実施や、校内放送で実施するなどの手法を検討する。」これは卒業式等と同じでございます。

「(3) その他」ですが、各学校のWebページ等で、最新の情報を掲載するよう依頼しております。それから、部活動は4月7日までは実施しないこととします。特別支援学校は、スクールバス等を運行します。入学式、始業式等以外の4月8日水曜日以降の教育活動につきましては、3月30日月曜日に改めて通知することといたします。

めくっていただいて「3 4月8日以降の取扱い」です。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解や、今後、文部科学省、厚生労働省等から発出される方針、通知等を踏まえて、保健所の意見も聞きながら、4月8日以降の学校再開等の取扱いについて現在検討しております。検討パターンは概ね3つありまして、A案は全面再開するパターン、B案は休業を延長するパターン、C案は段階的に再開するパターンで、これは健康・安全に配慮した上で授業を再開するのですが、いろいろ工夫して、段階的に全面再開を目指す方法でございます。検討をこれから始めまして、国の情報等、様々な情報を得ながら検討して、学校への通知は先ほど2番で申し上げましたが、3月30日を目途に改めて通知するということでございます。この後、B案でございます学びの保障について、今の検討状況につきまして、御報告させていただきます。

石田教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の石田でございます。よろしくお願いたします。
お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、「学びの動画の配信について」と書かれた資料を御覧ください。前回、教育委員から御提案いただきました点も

踏まえ、教育委員会の中で検討させていただきまして、4月以降、学校の臨時休業が継続した場合、子どもたちが規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、市教委で作成した学びの動画を配信することを現在検討しております。

「1 対象とする児童」は、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒になります。

「2 動画のイメージ」でございますが、国語、算数・数学、理科、社会、外国語・英語の5教科を考えております。教科書に基づきまして、4月以降に予定されている基礎的な内容を、市教委の指導主事が講師役を務めまして、イラスト、写真などを用いて分かりやすく進行することを考えております。また、児童生徒の集中力や通常の授業の構成を踏まえまして、1コマ10分から15分程度を想定しております。花咲にございます研修室におきまして動画を撮影し、教職員対象のeラーニングシステムを活用いたしまして、動画、スライドを同時に表示しながら視聴できるように編集してまいります。

「3 整理すべき課題」として、3点ほど考えております。特に小学校1年生におきましては、学校生活や授業をまだ経験したことがないということを踏まえまして、内容を精査していく必要があると考えております。また、ネット環境にない児童生徒もいますので、学校で動画を視聴することができるように環境を整えていくことが必要であると考えております。また、動画でございますので、双方向の対話が実現できないということも踏まえまして、動画に適した単元をいかに選定するかということも検討してまいります。

「4 今後の予定」でございますが、3月末に動画作成を開始いたしまして、4月8日から配信できるように準備していきたいと考えております。以上です。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

中村委員

ありがとうございました。校庭が開放されたことは実に良かったなと思って、校庭が開放されてからのほうが近隣の公園に出て遊んでいる子供たちの数も増えたような印象を受けます。342校中310校ということですが、開放しない学校は何か事情があるのでしょうかというのが1点目の質問です。

あと、これは本当に情勢がどうなっていくか分からないので、A案、B案、C案のどれになるかというのはなかなか難しいことで、1日で情勢が変わってしまうということもあると思います。テレビで、他都市ではiPadとかスマホを通じて先生が毎朝朝会をやって子供たちと連絡を取っているというような風景を見ました。生活リズムをきちんと作るとか、家庭訪問をやるとは言いながらも、毎日きちんと子供の状況を把握する、それに例えば出られない子ですとか、そういう子供たちはきちんと家庭訪問をするというようなことで、日々子供たちの様子を把握するということはとても大事なことでと思っています。2点目の質問は、なかなか今すぐには難しいと思いますが、そういう環境を横浜市として作っていくというような方向性があるのかどうかということを質問したいと思います。以上です。

石川小中学校
企画課長

お答えします。1点目でございますけれども、今回の校庭開放につきましては、各学校で判断して保護者に周知していただいております。例えば近隣に大きな公園が複数あって、日常からあまり校庭に遊びに来る子が多くない場合は、そのままの日常生活のペースでやっていただくという判断もあるそうです。あるいは学校で今現在、校庭工事などを行っているところはそもそもできないのでというようなお答えもいただいております。

2点目でございますが、もちろん子供たちの状況を適宜把握することはとても大事なので、家庭訪問等を今までも行ってきました。今後も何をやるにせよ、休業が続くにせよ、子供たちの状況を把握する方法は考えたいと思っておりますが、現時点では検討中でございます。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

近所に大きな公園があるというのは、どの程度の大きい公園なのか分かりませんが、公園はあっても、なかなか子供たちのやりたい遊びができないというような状況もあります。ボール運動をするとすぐに苦情が来てしまうとか、そういうこともありますので、できる限り校庭を開放して、子供たちがのびのびと活動できるような状況を作っていただきたいということが1点です。それから、やはり子供たちとフェース・トゥ・フェースで、ネットを通して会話したり様子を把握したりというようなことはなかなか現状では難しいですが、今後については何かそういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

直井学校教育
企画部長

今回の件で、すごくそういう必要性というのでしょうか、突き付けられているなど考えています。現状としては、ニュース等で行われているような段階というのでしょうか、横浜市としてはできていない部分もあります。その辺は環境であるとか端末であるとか、様々越えていかなければならないものはありますので、そういうあたりも見極めながら、子供たちに適切なものになるように考えていきたいと思っております。現時点では申し訳ありません、できている状態ではありません。

鯉渕教育長

ほかに何か。

宮内委員

本件は先が全く見えない、日本においてもアウトブレイクというのがあるんだということを想定し、また、長期化するというのを想定して授業再開なり校庭開放なり入学式等々の儀式を考えていかななくてはならないと思います。もちろん教育の機会を奪うという教育停滞リスク、社会問題発生リスクなどいろいろとあるわけですが、今、最も優先順位を高くしなければいけないのは、感染リスクをいかにミニマイズするかということだろうと思います。そういう中で、横浜市としてやらなくてはいけないことは、長期化するという前提の下にネット環境を整備するとか、iPadなりパソコンの児童生徒への支給といった緊急予算を組むことが大事であって、どこの国でもそういうことをやっているわけだし、日本国政府もやっているわけですけども、私たち教育現場の責任を負う者としては、そういったことをやっていくということかと思っております。これはいずれにしろ、長期的にも必要なものだろうと思っております。

そういう中で、いいことだなど、災い転じて福とすることを考えなければいけないのが、例えば始業式等々です。式典というのは一種の文化であります。文化というのはずっと守っていったほうが良い面とそうではない面があるわけですので、あえて言うならば、仕事も学習も運動部の練習も時間主義だったわけです。何時間練習すればうまくなる、何時間すれば英語がうまくなる。そうではなくて、どういうことをやればうまくなるか、効率が出るかという効率とか成果主義という中身に変えていく良いチャンスだろうと思っております。いずれにしろ、授業の再開の仕方A案、B案、C案とありますが、何が起きるか分からない、どうなるか分からないというときに、我々行政が考えなければいけないのは、柔

軟に対応すること。柔軟に前例にとらわれることなく、そのときにベストとそれぞれの持ち場の人が判断するということを徹底することかなと。

そこであえて3番目の4月8日以降の取り扱いについて申し上げますと、基本は学校をクラスターにさせないということでございますので、専門家会議がテレビ等々で示しております3つの円がありましたけれども、あの円を少しでも被らないようにすると。学校では何ができるかという、教室内の人口密度を低くすること、また、トイレとか校庭内で接触する機会があるので、学校全体の人口密度を低くする。そうなりますと、2部授業制であるとか、登校を曜日で学年ごとに変えるとか、いろいろな案が出ると思います。更に夏休みも十分使える期間かなと。夏休みまでに収束していればいいですが、そういうこともないだろうと。オリンピックが行われるようなことを言っている人もまだいますが、そんなことはあり得ないので、世界的なパンデミックなんだということを念頭に置いた対策をぜひお願いいたします。ということで、教育長におかれましては、ぜひ予算を臨時に取ってくるということが必要なかなと思っております。以上です。

鯉渕教育長

国の補正予算が構成されるということになっていきますので、それを受けて横浜市としての予算編成があり得る状態に今はあると思います。教育委員会としてどう考えるかというのは検討させていただきます。

宮内委員

ぜひ国に対して強い要求を。これこそ対策です。ぜひお願いいたします。

木村委員

学びの動画の配信は大変興味深いと思います。どんな形になるのか、これから注目するところで、1つ質問と意見ですけれども、動画が5教科、これ以外にあるのか。僕が思っているのは、家庭教育、家庭の生活があって学校の教育、学校の生活につながるの、ここをある意味、更に家庭教育とか生活をうまく捉えるためにも、家庭科とか体育とか保健とかを組み合わせて、例えばお父さんお母さんの手伝いは身体的にどのような効果があって、あるいは家庭内での自分の役割になるのかと。中学校だったらぞうきを横紋りするよりも縦紋りにしたほうがいろいろな筋肉の動きがあってより活動的にプラスになるとか、様々そういったことを発信する良いチャンスだと思います。家庭内での自分の役割がうまくいくと、学校での役割とかにつなげるように。ただ学習面だけではなくて、様々なところで次につながるような動画ができればなと思っています。いかがでしょうか。

石田教育政策
推進課担当課
長

貴重な御意見をありがとうございます。まずは5教科でスタートさせていただきたいと考えておりますが、今後休業の長期化などもあるかと思っておりますので、そういった場合には検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかに。

森委員

御報告をありがとうございます。新しい情報がいろいろ入ってくる中で難しい判断が続いていると思いますが、ページ3のように、今、検討しているパターンがこうやって示されて、社会全体でそれをどうしていくかを考えることができていることはとても大事なことですし、重要なことだと思います。今やろうとしていること、何を議論しているかということと、何が今、欠けているか、どんな力を今の社会は必要としているかということも、加えて今後は積極的に発信してい

くことがすごく大事だと思います。また、学びの動画の配信について、前回の教育委員会会議臨時会からわずかな時間しか経っていない中で、スピーディーに動画の作成に向けて検討が進められて、こういった形で3月末から実際に作成を開始されるということは、これだけの学校数と検討することが多い中で、良かったなと思いつつこの資料を見ておりました。

3つございまして、質問というよりはコメントでございますけれども、まずは動画の作成ということで、1段階目として進めていただきたいと思いますが、次の段階として、子供たちはインプットばかりしていても、だんだんアウトプットの場合、私はそれについてこう思ったとかこう感じたということ表現する場がないと、次のインプットもなかなか入っていきにくいのかなと思います。実際に双方向の対話の実現に向けて検討されていると思いますが、いろいろな選択肢を考えていけるのではないかなと思います。例えば、宿題提出用だけのメールアドレスを取得して、子供たちがそこにメールを送って、この11分の授業を見てこう感じたとか、このように自分で深めてみたということ提出したり、もしメールを使う環境にない子がいるならば、それを実際に紙で学校に持参することも可として、その中で今、家庭で困っていることも先生に伝える機会があるようにするとかということもありでしょうし、学年に応じていろいろな方法を試してみるのもいいのではないかなと思います。もしそれを実現するために、例えばネットでの双方向の授業を実際に次の段階で検討できることになった場合、何がハードルになっているかということを見ると、これまでの議論を振り返ると、恐らくWi-Fiの環境というのが今は大きな課題になっているのではないかなと思います。そのWi-Fiの環境を整えるためにもし必要なことがあるならば、例えば企業との連携であったり、会社の中でWi-Fi環境が整った、外に向けてもネット環境が使えるような場所があればそこを借りさせてもらうとか、それを実現するために共創フロントという事業を使って多くの企業に、今こういうことで教育委員会で困っているから、皆さんのこういった資源を使わせてほしいということ提案するとか、社会全体で今の教育の場を継続するために力を借りるようになってはどうかと思いました。

2つ目は、学びの動画の配信についての「3 整理すべき課題」の一番上にある小学校1年生向けというところについてです。小学校1年生につきましては、これから小学校はどんな場所なんだろうとわくわくした気持ちで迎えようとしているときに今のこういう状況ですので、小学校1年生だけは、例えば最初は学校に慣れるための登校を日をずらして設けるとか、学校はこんなに楽しい場所なんだというスタートが切れるように、特別な配慮をぜひ検討していただきたいと思います。3つ目としましては、子供たちもこんな学びを得たいとか、いろいろとアイデアもあるでしょうし、若い先生方もいろいろとネットだったり動画も使いながらという世代も多いと思うので、先生方のアイデアもいっぱいあるのではないかなと思います。それをボトムアップで拾っていくようなこともぜひ積極的にしていただければ、そしてこういった場でも共有いただければと思います。

最後に1点だけ質問です。特別な支援が必要なお子さんだったり、この大きな状況の変化に不安を感じやすいお子さんもたくさんいると思います。そういったお子さんの声、もしくはお子さんと接してきた先生方の声で、もし今、拾っているものがあれば教えてください。お願いします。

佐藤インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の佐藤です。前回の教育委員会で医療的ケアのお子さんについての御家族のというようなことをお伝えしましたが、知的障害のお子さんたちの御家庭からも、やはり家にずっといることへのストレスが多く届い

ております。緊急受入れもやっていますが、知的障害の学校はそこその人数も来ていることから、親御さんの感染の危険への不安も併せてある中でのバランスといえますか、そのあたりが聞こえてくるところでございます。以上です。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

大場委員

4月8日以降のA、B、Cの案が示されたので、私の意見だけ申し上げます。別に答えはいりません。さっき宮内委員が言われた、いろいろな予防安全策を引き続き横浜市としてもしっかり講じることが前提条件だろうと思います。その上で、今、森委員も言われたとおり、小学校1年生は初めて小学校に行くということで、大きな期待と多分、おなかの中には大きな不安も持っていると思います。小学校1年生になるんだということで、私の身近にもそういう孫がいるのですが、大きな期待を持っているし、小学校に慣れるために、ほかの学年とはちょっと違って、慣らし運転を小学校1年生だけ段階的に手厚くするような道筋が取れないかということを感じました。同じことを言えば、中学校1年生だって小学校を卒業して中学生になったんだという意識を持つために、少しほかの学年よりは手厚いと言うと言葉は悪いですが、学校生活の雰囲気や体得する期間がほかの学年よりも手厚くあってほしいなど。そんな気持ちを私は持ちましたので、意見だけです。

宮内委員

学びの動画配信についてのお願いなのですが、学力の低い児童生徒に対して個別指導をするチャンスになるのかなと思っております。学力の高い子はどのような手法においても教育の効果を測定することは可能だし、サービス提供もできますけれども、そうではない子に対してどうするかということになるかと思えます。

もう1つは、インプットだけではなかなか、子供にしろ人間というのは集中力もなく習得できないものですから、できるだけアウトプットを促すということや、教育委員会として現場にいろいろとヒントを与えていく。例えば、ダイヤモンド・プリンセス号が寄港した横浜市ですので、私たちに一体何ができるのかということや、今回はウイルスですけれども、カビかもしれないし、寄生虫かもしれないし、細菌かもしれない。こういった感染症とは一体何なのかとか、また、トイレットペーパーは本当に足りないのかというようなことを考えるクリティカルシンキングを育てる教育のチャンスだと前向きに捉えて、動画配信等々をやるというチャンスだと思いますので、ぜひお願いいたします。

鯉渕教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

それでは議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第90号議案「第17期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」、教委第91号議案「教職員の人事について」、教委第92号議案「教職員の人事について」、教委第93号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第90号議案から教委第93号議案は、非公開といたします。議事日程に従い、教委第80号議案「新たな教育センター基本構想について」、所管課から御説明いたします。

教育政策推進課長の遠藤です。教委第80号議案「新たな教育センター基本構想」について、新たな教育センターの基本構想を次のとおり策定したいと思っております。

「提案理由」を御覧ください。教育文化センターの閉館後、複数の民間ビルに分散した教育センターの機能を集約し、子どもの新たな学びを創造するための拠点施設の確保に向け、新たな教育センター基本構想を案のとおり策定したいと考えております。資料は基本構想（案）の本体と、概要版としましてA3の資料をつけております。ボリュームが多いので、本日はA3両面の概要版の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、A3の資料を御覧ください。まず最初に「1 新たな教育センターの整備方針」です。基本理念は、子どもの新たな学びを創造する「教育デザインラボラトリー」として、産業界、学校、官公庁と連携し、子どもの教育に関わる様々な人々が集い、互いを刺激し合う開放的でクリエイティブな教育センターでございます。目指すセンター像は3つ。「オープンイノベーション」としまして、「多様な主体が新たな考えを持ち寄り、子どもの学びを創造」します。次に、「コミュニケーションのプラットフォーム」として、「子どもの成長に関わる人々の結節点」でございます。3つ目に、「サードプレイス」、これは「自宅や学校・職場を離れ、多様な価値観に出会う場」という意味でございます。右側の図は、教育センターの核となる4つの機能を、様々な主体と連携して発揮させていく概念を示しております。

「2 新たな教育センターにおける取組」を御覧ください。基本理念を実現していくため、「調査・研究・開発」を核として、人材育成、教育相談、発表・発信の4つの機能を持ち、各機能の連携により相乗効果を発揮するということで考えております。以下、4つの機能ごとに想定される取組例を記載しています。「調査・研究・開発」では、データを用いた研究開発や施策立案の推進、AIや5Gといった先端技術を活用した授業研究などを大学や企業と連携して共同で研究することなどを、その下の「人材育成」では、ICTを活用し、AIなど学びの先端技術を活用できる能力やインクルーシブ教育の専門性の向上などを、「教育相談」では、障害のある児童生徒の相談といじめ・不登校などの複合的なアセスメントを行っていくことや、学校支援等のコンサルテーション機能を強化したいことなどを、また、新たな教育センターに相談機能を配置することで、相談から得られた課題を教育研究や人材育成に反映することなどを、「発表・発信」では、児童生徒の発表のほか、全国規模の大会等で教育研究の成果発信などを広く行っていくことなどを想定しております。

右側に移ってください。「3 新たな教育センターの立地条件」では、立地場所の考え方を示しております。市内各方面から集まりやすく、新たな教育センターの基本理念にふさわしい場所としています。授業終了後の教職員はもちろん、児童生徒や保護者等が集まりやすい、また市内の企業の人的ネットワークやリソースを生かせる、近隣の企業や大学等との連携を促進できる場所ということで考えております。

4は施設のコンセプトと施設の内容です。4つのコンセプトを示しています。

「施設コンセプト1」は、「多様に転換できるフレキシブルなラボ」として、組み合わせによって30人から500人程度に対応できるグループ討議が行いやすい、また、海外の学校等ともつながってディスカッションができるような通信環境を備えた部屋などを考えております。コンセプトの2つ目ですが、「様々な活動で利用可能なホール」として、1,000名規模のホールを想定してありまして、車椅子等の席を十分確保し、多目的で使用できるホールを考えています。コンセプトの3

つ目、「教育相談の総合拠点」として、現在、別々に対応している不登校、心理・医療相談と特別支援教育相談の窓口を統合し、相談室やプレイルーム等を設けたいと考えています。コンセプトの4つ目、「交流と連携を促進するラウンジ」では、子どもの作品展示やイベント開催ができるフレキシブルなスペースで、教職員だけでなく様々な方々の交流ができる場としたいと考えています。管理・運営の部門、また共用面積も足して、延床面積は1万2,000平米を想定しております。

裏面を御覧ください。「5 運営体制」です。多様な人材と連携・交流を図りながら、調査・研究・開発を中心とした新たなセンターの運営を行うために、センターの所長の下、外部有識者の意見も聞きながら各機能を総合的に調整する部署が必要だと考えております。施設の維持管理などは民間事業者にやっていただくことが考えられます。

「6 スケジュール」です。事業方式はいくつかございますが、4つの事業方式を今は考えておまして、これらの事業方式により、スケジュールの内容は異なっておりますが、開業は令和8年度から9年度ぐらいになるかと考えております。こちらについてはなるべく早く実現していきたいと思っております。

「7 概算事業費」ですが、従来方式、すなわち設計から工事、運営、維持管理業務まで横浜市が発注を行う場合、64億円と試算しております。事業方式や、また単価の変動などにも左右されますので、現時点での試算ということでございます。以上が新たな教育センターの考え方になります。

以下の資料にある記述は、基本構想策定に当たりまして新たな教育センターの施設が今なぜ必要なのか、何が求められているのか、こういったことを考えるところから検討が出発しておりますので、教育センターの歩み、閉館による課題、また右側のページには、教育センターの役割や活動実績といったものを記載しております。歩みの部分では、教育文化センターが教育活動の中心拠点として重要な役割を担ってきたことなどを記載しております。閉館したことによる課題は、施設が分散したことにより業務の効率が低減したこと、施設が整った研究や研修のスペースが不足していること、専用のホールや展示場がないといったようなことなどで課題が生じているということが記載されております。新たな教育センターの役割では、複雑で変化の激しい時代にあって、「①次世代を見据えた教育研究の推進」、「②客観的な根拠に基づく教育政策の推進」、「③主体的に学び続ける教職員の育成」、「④インクルーシブ教育の推進」、「⑤幼児期から小学校教育への接続」、「⑥教職員の働き方改革の推進」、「⑦企業・大学等との連携・協働」を挙げています。新たな教育センターでは、閉館したことによる課題の解消だけではなく、未来に向けて課題に対し多様な主体と連携して取り組む、冒頭に説明させていただきましたけれども、施設の基本理念や機能等を備えた教育センターが必要であると考えております。

最後に活動実績ですけれども、こちらは平成30年度に行った調査でございます。研究、研修、発表、その他会議等の活動数は延べ4,300回、参加人数は約58万人、更に教育相談は全体で1万2,000件程度となっております。非常に多くの方が利用する施設であるということが調査から分かっております。

非常に雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

宮内委員

すばらしいプランだと思います。片仮名がいっぱいでちょっと戸惑ってしまいますが、要は新しいことをやろうと。毎日世の中は変わっていきます。特にAI

やロボットの進化は私たちの想像をはるかに超えたものがあります。そういう中で私たちの次の世代、子どもたちがその環境を最大限に生かして育っていく、及び私たちの世代、旧世代も一緒に育つということがよく表れた絵かなど。特に1の図はとていいなと思います。それから、本文の1ページにあります「はじめに」にも「一人ひとりの子どもたちをワクワクさせ」ということで、これぞ教育の本来の目的かなと思っておりまして、非常に理念が整理されたい構想だろうと思います。これは感想であります。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

森委員

ありがとうございます。ラボラトリーという名前が一番上の基本理念にあつて、恐らくその名前に込められていることは、実際にここから新しい学びを提案していく、作っていくということだろうと読みました。実際に誰が提案していくのかといったときに、一番は子どもたちの一番近いところにいる先生方が常に感じていることと、学校の外の世界の社会を作っているいろいろな人たちが一緒に出会ってともに考えることがきっと大きなポイントになるのだろうなと思いました。今から多分40年、何十年と使う施設になるとするならば、よりオンラインでやるが増えていくでしょうし、だからこそオフラインの場所でもって人が出会う場所を作ることの意味というのはすごく問われると思います。その中で、オフラインだからこそできることというのが今ここに凝縮されているのかなと読みました。具体的に私が特に重要だと思ったのは、生み出す機能に加えてインクルーシブ教育の推進であったりとか、一人ひとりのケアについても手厚くしていくと書いてありました。心理的な安全を保っていくということは、やはりオフラインでないとできない部分だとも思いますので、ぜひその部分の推進にも力を入れた場になっていくといいなと思いました。以上です。コメントです。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

ありがとうございました。この間もお話したかどうか忘れてしまったのですが、若い人たちにアンケートを採ったら、今の人たちはテレビも見ない、パソコンも触らない、全てスマホ1つで済ませてしまうというようなアンケート結果があって、ラジオ局の人がそのアンケートを見て、実際に渋谷に出て、通る大学生とかいろいろな若い人たちに聞いてみたら、やはり同じような結果だったということで、私たちの世代が必死になってブラインドタッチと言いながら一生懸命キーボードを覚えようとしていたけれども、日々そうやってどんどん変わっていってしまう。横浜市は学校数が多くて、例えば先ほどのコロナ対策ではありませんが、何か環境を整えようとしても一度にやるということがとても難しいような状況にありますので、やはり教育センターがきちんとそういう機能を備えて、最新の設備で先生方に学んでいただくような環境を作るということはとても大事なかなと思っています。

前にもお話ししましたが、プログラミング教育ということが言われて、教育委員会で随分研修で指導主事の方もいらしてやっているのをたまたま拝見したときに、先生方の中でも日々のことに向き合うのに必死で、新しいことを取り入れていくというのは難しいことなんだなと。それも、若い先生方でもそういう状況にあるんだなということを痛切しましたので、ぜひこの理念だけではなく、実現していただきたいなと思っています。

教育センターがなくなって丸8年ですよね。若い先生方の中では、ないのが当

たり前というような状況になっているので、本当に早急にプランだけではなく、実現していただきたいなと思っています。横浜市が本腰を入れて教育に力を入れているぞということの象徴がこの教育センターかなと私は捉えていますので、やはり子どもたちのことを考え、また人材育成ということを考えてときに、これがプランだけではなく1日も早く実現することを願っています。以上です。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。ほかに御意見等がなければ、教委第80号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。81号議案に移る前に、一回換気をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

[休憩開始時刻：午前10時48分]

(休憩)

[再開時刻：午前10時52分]

鯉淵教育長 次に、教委第81号議案「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、所管課から御説明いたします。

古橋教職員人事部長 教職員人事部長の古橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。教委第81号議案「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、新たに制定していくものでございます。詳細につきましては、教職員労務課長から御説明いたします。

山下教職員労務課長 教職員労務課長の山下です。よろしくお願ひいたします。説明資料を議案の一番後ろにつけておりますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」です。昨年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、以下、給特法とさせていただきます、が改正されまして、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることとされました。これに基づきまして、本年1月に文部科学大臣の指針が定められ、本年4月1日から施行されます。本指針において、教育委員会が講ずべき措置として、教育職員の勤務時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることとされており、これに対応するため、新たに規則を制定するものです。

次に「2 制定する規則の要旨」です。第1条、趣旨ですが、給特法第7条の指針及び横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例に基づき、横浜市立学校の教育職員が行う業務の量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとします。第2条では、横浜市立学校や教育職員について定義します。第3条、教育職員が行う業務量の適切な管理等ですが、教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、時間外在校等時間について、原則、月45時間・年360時間、やむを得ない場合は、月100時間未満・年720時間等の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う旨、規定し

ます。なお、この時間外在校等時間につきましては、下の括弧に説明書きがござい
ますが、いわゆる時間外勤務の時間と御理解いただければと思います。次に第
4条、委任では、この規則に定めるもののほかに必要な事項は教育長が定めるこ
ととします。

次に「3 施行期日」ですが、令和2年4月1日とします。

最後に「4 参考資料」ですが、(1)は給特法第7条の条文、(2)は指針の
関係部分を抜粋したものを裏面に付けております。規則と条文と併せまして、後
ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

森委員

御報告をありがとうございます。恐らくポイントとなるのは、第3条の1つ目
のポチに書いてある、学校教育の水準の維持向上に資するために健康・福祉の確
保を図ることだと思ひます。でも、実質すごくたくさんの方の教員の方々が、今は
多くの時間外の在校時間を過ごさざるを得ない環境にあると思ひます。そこで、
学校だけでこれを目指すのは難しい。いろいろな学校の中でやっていることだっ
たり、子供たちのケアであったりということに、多くの地域の方であったり保護
者だったり、自分たちも関わるから関わらせてほしいということを言っている学
校もたくさんあると聞いていますので、そういった力もお借りしながら進めてい
くことで前に進むようなものになったらいいなと思ひております。第一にはもち
ろん教員の先生の数が増えることだと思ひますけれども、外の力も積極的に入れ
ていくというような動きになればと思ひました。以上です。

鯉淵教育長

ほかにごございますか。特になければ、教委第81号議案については、原案のと
おり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第82号議案「横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一
部改正について」、所管課から御説明いたします。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋です。続きまして、横浜市立学校教職員互助会に関する
条例施行規則の一部を改正するものがございます。内容につきましては、労務課
長から御説明いたします。

山下教職員労
務課長

教職員労務課長の山下です。先ほどと同じように、議案の一番後ろに説明資料
がございます。こちらで御説明させていただきます。

それでは、「1 改正内容」の(1)です。臨時的任用職員について、横浜市立
学校教職員互助会に加入できるものとします。理由ですが、地方公務員法及び地
方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日の施行に伴い、臨時的任用職
員の勤務条件等については、原則として常勤職員と同様の取扱いになります。現
在、臨時的任用職員は互助会に加入できませんが、改正法の趣旨を踏まえ、互助
会に加入できるものとするものです。なお、下の米印にありますように、神奈川県や
県内政令市の川崎市及び相模原市も同様の改定を令和2年4月1日から実施する
予定です。

次に（２）ですが、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員の会費を、給料月額等の1,000分の3とします。なお、下の米印にあります、「育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得した職員の代替として、1年以上3年未満の任期で任用する職員であり、令和2年4月1日から任用を開始します。身分は正規の職員に準じます。」次に理由ですが、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員に対する互助会事業については、永年勤続に関する事業及び保険事業を対象外とします。そのため、正規職員の会費、給与月額等の1,000分の4に対して、割合を低く設定するものです。下に参考として互助会の主な事業を挙げていますが、中段の厚生事業のうち、下段の永年勤続旅行、永年勤続退職者旅行並びに一番下の保険が対象外事業になります。

次に「2 施行年月日」ですが、令和2年4月1日とします。改正する規則の条文、新旧対照表については後ほど御確認いただきたいと思います。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。特になければ、教委第82号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第83号議案「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について」、教委第84号議案「横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について」は内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて御説明いたします。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋です。続きまして、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について、御説明いたします。詳細につきましては、課長から御説明いたします。

石川教職員労務課担当課長

教職員労務課担当課長の石川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、教委第83号議案「横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について」を御説明いたします。資料は1ページに議案、2ページに提案理由、3ページ以降が制定する規則、最後に説明資料というような構成になっております。説明は最後の説明資料を中心にさせていただきますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、「1 趣旨」になりますが、非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保を目的としまして、来月4月から会計年度任用職員制度が施行されます。それに伴いまして、職員の給与等の勤務条件に関して、市長部局におきまして、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則と横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則を市長規則として制定しております。このうち、後者になります勤務時間及び休暇に関する規則におきまして、教育委員会に任用される会計年度任用職員の休暇については、教育委員会が別に定めるとされております。そのため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則を制定するものでございます。

資料の下段の図を御覧ください。現在、学校に勤務する非常勤職員を大きく分

類しますと、学校用務員などの非常勤嘱託員、給食調理員などのアルバイト、非常勤講師などのその他の非常勤職員という構成になっております。現行の非常勤嘱託員につきましては、新制度において月額職の会計年度任用職員となります。また、アルバイト、その他非常勤職員は、時間額職の会計年度任用職員となります。月額職である現行の嘱託員の休暇については、市長規則の定めた規則を準用することになりますが、時間額職である現行のアルバイト、その他非常勤職員の休暇につきましては、今回制定する横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則が適用になります。

資料の裏面を御覧ください。「2 制定する規則の主な内容」になりますが、まず1条、2条におきましては、規則の趣旨、教育委員会規則と市長規則の適用関係を規定しております。3条につきましては、休暇の種類としまして、まず有給の年次休暇、それから有給の特別休暇として、生理日休暇、服忌休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇、無給の特別休暇としまして、病気休暇、出産休暇、骨髄等提供休暇、子の看護休暇、育児時間、短期介護休暇、あとは無給の介護休暇、無給の介護時間等を設けております。そして4条ですが、年次休暇の付与日数、取得単位、繰越等について規定しております。参考として、付与日数は勤務条件によって様々になりますが、例えば週5日勤務で任用期間が1年の場合は10日間の付与という形になります。また、更に再度の任用があった場合につきましては、継続の勤務年数に応じて最大20日まで付与されるということになります。それから、5条から7条につきましては、特別休暇の取得要件、介護休暇、介護時間の取得要件、期間について定めております。8条には特別休暇・介護休暇の休暇期間の計算、9条には請求その他の手続、10条には教育長への委任を定めております。基本的に国の非常勤職員をベースにして制度設計しておりますので、例えば年次休暇の時間単位の取得ができるようになったりとか、または服忌休暇、介護休暇を新たに設けるなど、現行制度よりは改善した内容という形になっております。

「3 施行期日」になりますが、制度開始となります令和2年4月1日になります。第83号議案の説明につきましては、以上となります。

続きまして、教委第84号議案「横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について」を御説明させていただきます。資料の構成につきましては、先ほどと同様になっておりまして、説明資料を最後に添付しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、「1 趣旨」になりますが、会計年度任用職員制度の導入に併せ、臨時的任用職員の勤務条件を整備するため、市長部局において、横浜市臨時的任用職員の休暇に関する規則が市長規則として制定されました。この規則の中で、横浜市立学校に任用される臨時的任用職員の休暇については、教育委員会が別に定めると規定しています。これを受けて、教育委員会におきまして、横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則を制定するものでございます。なお、教育委員会では、これまでも要綱を定めて臨時的任用職員を任用しておりましたが、今回市長部局の規則制定に合わせまして、同様に規則で定め、より適正な運用に努めていくというものでございます。

「2 制定する規則の主な内容」になりますが、こちらも休暇に関する規則となりますので、先ほど御説明した会計年度任用職員の項目とほぼ同様となっております。そのため、各項目につきましては説明は省略させていただきますが、今回制定する規則は、これまで要綱で規定していた内容を規則で定めたこととなりますので、休暇の内容につきましては、現在まで引き続き運用しているものと変更はございません。

「3 施行期日」になりますが、市長規則に合わせて令和2年4月1日の施行になります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

鯉渕教育長 所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

森委員 御報告をありがとうございます。今、特にこの段階で御高齢の家族と同居している御家族については、ヘルパーの確保がすごく難しかったり、デイサービスが利用できなかったりということで、介護休暇なども取得しないといけない方も非常に多い時期なのではないかなと思います。その最中、4月1日から施行されるということで良かったなと思っております。今いろいろな連絡事項が教育委員会から各学校に行っている中で、こういった内容が埋もれないように、取得しやすいようにしていただけたらなと思いました。以上です。

鯉渕教育長 ほかにございますか。ほかに御意見等がなければ、それぞれの議案について採決したいと思えます。まず、教委第83号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第84号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第85号議案「懲戒処分に関する指針の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

古橋教職員人事部長 教職員人事部長の古橋です。教委第85号議案「懲戒処分に関する指針の一部改正について」を御説明をしていきます。内容につきましては、教職員人事課長から御説明いたします。

小川教職員人事課長 教職員人事課長の小川です。よろしくお願ひします。
資料の2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。令和2年4月から会計年度任用職員が制度化されますので、これに併せて、懲戒処分に関する指針の適用に会計年度任用職員を追加する等の一部改正をしようというものでございます。

3ページを御覧ください。現行と改正案の新旧対照表でございます。現行の3番、適用に掲げておりますが、本指針の教育公務員は、横浜市立の小学校以下各校種の校長以下講師及び実習助手までを対象としております。学校栄養職員、学校事務職員、学校用務員、給食調理員については、本市の市長部局の懲戒処分の標準例によるというような位置付けになっております。今回改正するものとしては、この適用の中に講師と実習助手について会計年度任用職員も含む形にするというものでございます。なお、講師、実習助手を除いた会計年度任用職員につきましては、本市の市長部局の懲戒処分の標準例を適用させるというように改正さ

せていただくものでございます。

併せて義務教育学校の記載について、今回追記もさせていただきます。4月から適用ということで、このような改正をさせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。特になければ、教委第85号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第86号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」から、教委第89号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」は、内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて御説明いたします。

久米職員課長

職員課長の久米です。よろしくお願いたします。今、教育長の説明にありましたけれども、86号から89号につきまして、提案理由が共通するものとなっておりますので、まとめて説明資料において説明いたします。説明資料は一番上に入っております。内容についてはこちらで説明させていただきます。各議案は後ろに添付しております。議案の中に新旧対照表等が入っておりますので、適宜御参照いただければと思います。

では、まず、「1 趣旨」でございます。(1) 教育委員会事務局の所管課間の事務移管のため、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正いたします。(2) 現行制度で非常勤特別職として雇用している嘱託員、アルバイト等について、地方公務員法等が改正され、令和2年4月から一般職の会計年度任用職員として雇用することとなります。この制度変更に伴う規定の整備のため、先ほど申し上げました事務分掌規則、横浜市教育委員会事務局等専決規程、横浜市教育委員会職員職名規則及び横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正するものです。

「2 改正内容」です。まず、教委第86号議案に関わるものですが、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則でございます。こちらの規則は、事務局内の課の構成ですとか各課が何の事務を担当するのかというものを定めたものでございます。内容の説明です。アです。用務員、調理員等の給与に関することについて、教職員の事務と一本化するため、教職員人事課人事第二係から教職員労務課給与係に事務を移管いたします。イです。教育課程推進室が所管しております学力・学習状況調査との関連性が高いということで、学校評価に関すること、ただし、高校教育課の主管に関するものは除きます。こちらを小中学校企画課から、教育課程推進室に事務移管いたします。学校評価というのは、学校が学校運営の検証・改善等を目的に行っているものでございます。ウです。嘱託員及びアルバイトが廃止されることから、教職員人事課、教職員育成課の嘱託員、アルバイトを会計年度任用職員に改めます。エです。学校支援・地域連携課の事務分掌を他課の記載と整合性を図るため、「学校連携・子ども担当嘱託員に関すること」を削除いたします。事務がなくなるということではなく、記述の整理ということでございます。

続いて(2)です。87号議案に関するものです。横浜市教育委員会事務局等専決規程でございます。こちらは、決定権限をどの職に持たせるかというものを定めたものでございます。本規程と関連する横浜市事務決裁規程が一部改正され、会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関することが課長専決事項に加えられたことに合わせて、次のとおり定めます。①です。学校で勤務する会計年度任用職員については、各事業の所管課長が裁量を持つこととするため、第7条の事務局課長共通専決事項に「学校の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること。」を加えます。②です。①以外の会計年度任用職員については、職員課長が裁量を持つということで、第8条の職員課長専決事項に「事務局及び教育機関等の会計年度任用職員の任免に係る軽易な事務に関すること」を加えます。括弧書きのただし書きで、職員課と各課が重複しないようにということで整理しております。

(3)です。88号議案に関するものです。横浜市教育委員会職員職名規則です。こちらは事務局内の職名の定義を定めたものとなっております。第2条の職員の定義の中に「嘱託」がございます。そちらを「会計年度任用職員」に改めます。

2ページを御覧ください。第89号議案に関するものです。横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程です。横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部が改正されたことに伴いまして、本規程の第1条の趣旨に委任に係る引用条文を記載しておりますので、そちらを第6条から第7条に改正するというものです。横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の変更は囲みの中に書いておりますけれども、第6条に会計年度任用職員の勤務時間に関する記述が追加されたことに伴いまして、委任に関するものが第7条にずれたということでございます。

施行期日は令和2年4月1日です。説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。特になければ、それぞれの議案について採決したいと思います。まず、教委第86号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。次に、教委第87号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。次に、教委第88号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。次に、教委第89号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

次回の教育委員会定例会は、4月3日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月3日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第90号議案「第17期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第91号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第92号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第93号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時52分]